

米国サイバースペースの法的諸問題

吉川 達夫*

- I 問題の提起
- II インターネットと管轄権
- III インターネットを使った送達
- IV インターネットにおける合意管轄合意の有効性
- V 米国における立法動向
- VI おわりに

I 問題の提起

この10数年のサイバースペースにおける電子商取引とインターネットを介したサービスの増加は目をみはるものがある。ビジネス対ビジネス（B2B）においては、インターネットを使った商品や部品などの受発注業務や広告などで新規顧客開拓といった商取引が行われ、注文書や注文請書を書面でかわすのではなく電子データ交換（EDI, Electronic Data Interchange）によって瞬時にかつ大量にデータ交換が行われる取引が行われるようになった。ビジネス対消費者向け電子商取引（B2C）においては、個人が企業から航空券、コンサートチケット、宿泊、書籍といった商品やサービスを様々なサイトから比較・選択して気軽にそして瞬時に購入できるようになった。個人と個人の間（C2C）においては、インターネットオークションに代表されるように、相手が全く見えない相手と商品やサービスの購入・販売がインターネットを介して同様に行われている。インターネットを介して情報提供やメールのやりとり、ホームページの掲載、オークション、決済代行、エスカローと

といった事が行われ、取引は国内にとどまらず、海外から直接購入する国際取引も日常的に行われる。データを管理するサーバは、日本だけでなく海外におかれているため、顧客が日本で、電子商取引の売主がA国でサーバがB国にある、といった3つの地域の法が関連することも不思議でない。しかし、ウェブをみると日本語で表示されているが、ウェブのアドレスをみると海外かもしれない、といったように商品を日本で購入しているのか、海外で購入しているか解らないことさえある。消費者や当事者は、国境をこえた契約を行い、紛争にまきこまれてはじめて自国法でなく他国法の抵触問題が認識される。

「インターネットは、数千万の人々がお互いにコミュニケーションするために、そして世界中の巨大な情報にアクセスすることができるようになる」、「お互いに接続されたコンピュータの世界的なネットワークである」としたのは、米国連邦最高裁判所が Reno 対 American Civil Liberties Union 事件において述べたのである。⁽¹⁾さらに、「ウェブページが自由にアクセスできるようになっていれば、インターネットに接続できるコンピュータにアクセスできるだれもがそのページビューすることができる」として、「この20年における爆発的な成長とともに、インターネット」は、「人間の世界的な特異で全く新しいメディアとなった」とインターネットの特徴を定義した。ここで端的に示されているように、インターネットによって従来の法理論では予想がつかない事態が生じており、これがグローバルな問題となっているのである。

インターネットを介する紛争において、どこの法律で解釈するかという準拠法の問題、どこで紛争解決するかという管轄の問題、インターネットを使った送達の問題、インターネットによる著作権侵害といった新しい分野の問題があらたにもちあがってきた。本稿では、米国を中心としてサイバースペースにおける諸問題を扱う。

II インターネットと管轄権

(1) 総 説

日本に居住する個人が米国のウェブサイトにアクセスしていることを理由に、米国会社からこの個人を米国において提訴することや、日本企業がウェブサイトを立ち上げて、米国からアクセスできることを理由として、米国会社が日本企業を米国において提訴する、といった国際間の紛争を取り上げる。裁判を提起する場合はどこの管轄地で裁判をおこすのか、提訴されたら応訴しなければならないのか、ということが検討されなければならない。米国では、事実審理前手続きにおいて、管轄権がないことを主張して、実質的な訴訟に入らせざるを得ない門前払いにすることの手続きを行うことができる。たとえば、対人管轄権不存在による却下申立 (Motion of Lack of Personal Jurisdiction) である。このために訴訟に応訴することは、限定的出廷 (special appearance) とよばれ、このことをもって管轄権が生じるものではない。

ウェブサイトを立ち上げる（インターネットでウェブで公開する）ことによる接触だけで無条件に管轄権を認めるべきであろうか。米国の判例は、程度に応じて管轄権を認めており、一定の類型化が行われている。具体的には、単に勧誘のためにウェブサイトを立ち上げただけでは不十分で、ウェブから契約の締結が行われるといった何らかの能動的 (active) な行為や双方向といったインタラクティブな行為があるか、ということが基準となる。国際的訴訟競合の場合、不法行為地の解釈として加害行為地説（送信あるいはアップロードした際のサーバの設置地）と損害発生地とがある。日本の判例では、民事訴訟法142条の「裁判所」に外国裁判所は含まないとした上で、判決が確定に到ることが相当の確実性をもって予測され、判決が承認される可能性があるときは、判決の抵触防止と当事者間の公平、裁判の適正・迅速、訴訟

経済の観点から二重起訴の禁止の法理を類推して後訴を制限することもある、⁽²⁾とした例がある。日本は国際礼讓の概念をベースにした自制的な態度であるが、他国、特に米国が同じような立場であるわけではない。

著作権侵害事件がインターネット上で行われた場合、損害は世界的に広がることになる。準拠法の選択にあたって、侵害地（送信を受け取った国）、送信を行った国、侵害情報をアップロードしたサーバの所在地といった所在地の準拠法から選択する考えが可能である。ベルヌ条約第5条2項は、「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」としており、権利侵害を判断すべき法の属地的適用のルールによると規定している。また、侵害の発生の段階と結果としての損害を考えるため、発信国法主義と受信国法主義の2つの考え方があり、それぞれにメリットとデメリットがある。発信国の保護がたとえ不十分でも、受信国の法を適用することで保護が図られるといえる。一方、発信は一回でも、受信国は多数あるので、ある受信国の法によって合法、他の国では違法となってしまい、発信側にとってはどこかの国の裁判所で訴えられるといった予見可能性が全くないことになってしまう。

米国では、米国連邦憲法修正第14条に定める Due Process に違反せずに對人管轄（personal jurisdiction）が認められるためには、最低限の接触を意味するミニマムコンタクト（minimum contact）が必要であるとされる。對人管轄が認められるには、継続的・系統的コンタクトがある場合に認められる一般的裁判管轄権（general jurisdiction）あるいは行為と裁判地と訴訟原因に一定の関連制がある場合に認められる特定管轄権（special jurisdiction あるいは specific jurisdiction）のいずれかがの存在が必要である。ミニマムコンタクトは、米国内において支店を有したり、商品製造、商品販促活動をおこなっているといったケースに認定される。⁽³⁾米国連邦最高裁判所における Worldwide Volkswagen Corp. 事件では、外国当事者から当該管轄地域に対しての意図的な活動（purposeful availment）を要件であると

した。⁽⁴⁾ 日本の下請企業が台湾から発注を受けて製造した部品が台湾経由米国に持ち込まれ、製造物責任を問われて米国から直接訴えられた Asahi Metal Industry 事件⁽⁵⁾（旭金属工業事件）においては、米国連邦最高裁判所は、被告が米国にむけた一定の活動と管轄権行使にあたって合理性が必要であるとした上でミニマムコンタクトが認めなかった。

(2) 米国におけるインターネットをめぐる最近の紛争

ここでは米国におけるインターネットをめぐる最近の事例をいくつかとりあげる。エルコムソフト社事件は、インターネットに掲載した事実から管轄権を米国が主張できるかという点が争われた。AOL 事件は、インターネットプロバイダー大手が存在する米国バージニア州で会員のすべてに対して訴訟を提起される可能性があることが問題とされた。Yahoo! ナチス関連商品販売事件は、オークションサイトをめぐってフランスの裁判と米国の裁判とが国際的訴訟競合を生み出した。Dow Jones 対 Harrods 事件は、エーピルフルールのジョークを発端として有名なロンドンの老舗でパートとマスコミとの間における管轄をめぐる争いとなった。DVD 暗号ソフトウェアコード事件は、DVD の暗号解除ソフトをウェブにのせたことによる管轄が争われた。これらの事例からわかることは、米国も一定の枠の中でなんらかのルールをつくり出そうとしていることにあり、必ずしも自国の管轄権をむやみに拡大する傾向にあるわけではないということである。

(i) エルコムソフト社事件

アドビアクロバットで有名な米国アドビシステムズ社の電子書籍フォーマット「イーブック」を簡単なフォーマットに変換できる暗号解読ソフトウェア「アドバンスト・イーブック・プロセッサー」を作成したモスクワ企業エルコムソフト社のプログラマーのドミトリー・スクリヤーロフ氏は、2001年7月にハッカー集会に出席するために米国ラスベガスで行われた訪問したと

ころ、米国デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）が定める刑事上の責任を定めた項目に基づいて突然逮捕・拘留された。本件は、DMCAにおける最初の刑事事件となった。米国著作権法が国境をこえるかという問題と、セキュリティのかかったソフトウェアの制限をはずすことのできる製品を公開することが保護されるべき言論の自由にあたるかといった問題まで提起した。この暗号解読ソフトウェア製品を販売していたインターネットの販売サイト（米国バーンズ＆ノーブル・コム社）は、同製品の取り扱いを中止し、エルコムソフト社のサイトを米国シカゴからロシアに移した。これは米国からの追求をさけるためといわれている。スクリャーロフ氏に対する訴訟は批判が多くなったため、販売した会社に訴訟を切り替えることで同氏への起訴は取り下げられた。このソフトウェアを販売するにあたって、会社に侵害についての悪意があったかという点がポイントとなった。

米国検事は、米国はインターネットであっても不法行為を禁止するいかなる権利も有するとした。同社は、インターネットは誰でも利用できるもので、本ソフトウェアが米国を絞ったものではなく、インターネットは管轄外であり、暗号解読ソフトウェアの提供がロシア国内とインターネット上で行なわれたため、米国の著作権法に従う必要はないと無罪を主張して対立した。最終的に2002年12月17日にサンノゼ連邦地方裁判所の陪審は、同氏に対して無罪評決をおこなった。また、同様の事件として最近では2003年1月には、英国のプログラマー／ダンジャクソン氏がマイクロソフト社の電子ブックソフト Microsoft Reader のコピー防止技術を解除できるソースコードを開示しており、米国デジタル・ミレニアム著作権法の問題を引き起こしている。

(ii) AOL 裁判管轄権問題 *Bochan v. La Fontaine*

インターネットアカウントサービスを行う AOL（American Online、日本ではドコモ AOL、全世界における会員数は約2000万人）の会員は、どこに居住しようとすべて米国バージニア州で訴えられる可能性が生じる判決が

なされた。本件は、テキサス州およびニューメキシコ州の被告がバージニア州に住む原告の記事をウェブにのせたことではじまった名誉毀損に関する事件である。まず、被告はテキサス州をベースとするインターネットサービスプロバイダーと AOL のアカウントを利用したニュースグループにコメントをのせた。このメッセージは、AOL バージニア州のユースネットサーバに保存され、そこから世界中のユースネットサーバに発信されたものである。判決では、このことをとらえて、被告がバージニア州の管轄権に服することが相当とされた。プロバイダーのサーバの所在地を有する場所で準拠法ならびに管轄地が決定されることになり、AOL を通じたインターネットのユーザについて全てがバージニア州におけるロングアーム法 (long-arm statute)⁽⁷⁾ が適用になる可能性を含んでいると批判がされた。

しかし、批判は早急であり、この判決は従来の法理論を踏襲しているといえる。すなわち、原告がバージニア州に住んでおり、損害がバージニア州で生じた可能性があり、被告は原告がバージニア市民であることを知っていた、というものである。たまたまインターネット上でおきたことで衆目を集めだが、本による名誉毀損と何らかわりがないというコメントがなされ、取り立てることはないとするコメントもある。⁽⁸⁾ この事件では、「AOL の会員はすべてバージニアで訴えられる?」としてニューヨークタイムズなどが取り上げたためマスコミから大いに注目される事件となった。「カナダの AOL 会員が何らかの情報をのせただけでバージニア州にて訴えられる可能性があることは問題である」と伝えている。

（Ⅲ）Yahoo! ナチス関連商品販売事件

米国企業である Yahoo! のインターネットオークションサイトにおいては様々な商品が販売されている。その中の 1 つがナチス関連商品であった。2000 年 11 月 20 日、フランスの裁判所は、Yahoo! に対してナチス関連商品を販売しているサイトからフランスのユーザーを遮断するよう命じた。キーワ

ード登録フィルターシステムでフランス Web サーファーによるアクセスの 90%は遮断できるとして、Yahoo!が何も対策をとらない場合は 1 日につき 10万フラン（約150万円）の罰金を課す内容であった。裁判所は、ナチスの旗や制服といったナチス関連商品の販売がフランス法に反し、オンラインにおけるナチス関連商品の表示がナチス占領時代を彷彿させるもので、Yahoo!がこういった商品がフランスにおいてアクセスできるようにしたことでフランスに損害が生じているとした。Yahoo!は、これをうけて硬貨などを除いて商品の陳列を自主的に禁止し、1900件程度の出品があったものが 400件程度に減少した（2001年 1月 15日報道）。一方、Yahoo!は、サンノゼのカリフォルニア州連邦地裁に対して、「フランス政府の司法権が米国に及ぼせることはできない」ことの確認を求める宣言的確認判決請求をおこなった。インターネットによってウェブはどこの国からでもアクセスすることができるわけであり、一定の国の管轄権に服することになるか、という問題が提起された。発信国の法律で解釈されるとした場合、受信国における権益が保護されない可能性がある。その後連邦地裁は2001年 6 月にフランス人権団体による本判決の棄却要求を退け、最終的に同年11月に連邦憲法 First Amendment（表現の自由の保障）から Yahoo!の主張を全面的に認め、「フランスの裁判所は自国において言論の自由がなんであるか取り決めることができるが、当該裁判所（米国連邦地裁）は米国憲法の保護に反する外国判決を失効することはできない」と述べた。これに対して12月にフランスの人権団体「LICRA」と学生団体「Union of Jewish Students」（UJS）が第 9 巡回連邦裁判所に控訴した。

本件では、フランス国民がオークションに参加できる可能性があるのでフランスで取引をしているのと同じと考えるのか、米国のオークションサイトにわざわざアクセスしてきてているのだから、いつでもフランス国民は参加しないことができる、と考えるのか両方の考え方があるわけで、溝は簡単には

うまらないといえる。米国企業としての Yahoo! も特にフランスを対象としてオークションを運営しているわけではないし、ましてや Yahoo! が一定の政治的意図を持っているわけではないと思われる。Yahoo! 会長が最後まで不服だったことも相まって、フランスと米国の訴訟合戦の様相を呈して、マスコミも大きくとりあげたのである。

(iv) ダウジョーンズ対ハロッズ事件／*Dow Jones & Co. v. Harrods Ltd.*,⁽⁹⁾ 他国（イギリス）における名誉毀損事件（libel）の提訴をとめるために米国で訴訟を提起した事件について、米国連邦裁判所は事物管轄権（subject matter jurisdiction）を有していないと判断した事案である。2002年3月31日に、ハロッズは「明日オーナーである Al Fayed 氏が重要な事実を表明すること、先着順でのストックオプションであること、報道関係者は Loof Lirpa 氏にコンタクトすべき」とアナウンスした。しかし、これは全くのジョークで、さらに Loof Lirpa 氏は逆に読むと April Fool であった。Wall Street Journal はこれを事実と信じて記事を掲載、後に訂正を行った。Wall Street Journal は、"The Enron of Britain?" という記事を掲載して事のてん末を報じた。ハロッズは自社をエンロン（2001年12月に破綻した年商1000億ドルにのぼる米国エネルギー卸売会社）とよばれたことに対して、ロンドンで訴訟を提起することを示唆して訂正記事の掲載を求めたが、Wall Street Journal はこれを拒絶した。さらに、Wall Street Journal を発行している Dow Jones 社が米国で英国裁判を中止させる宣言的判決（Declaratory Judgement）を求める申立を行ったのである。

判決では、フランスにおける判決が言い渡された Yahoo! 事件と区別し、原告の指摘する訴訟の危険があまりにも抽象的すぎるとした。米国裁判所が一定の枠組みをはめたものとして評価できるものである。

(v) カリフォルニア州最高裁裁判所 DVD 暗号ソフトウェアコード事件／*PAVLOVICH v. S.C. (DVD COPY CONTROL)*⁽¹⁰⁾

2002年11月26日に、カリフォルニア州最高裁判所は、インターネットウェブサイトにのせる（postする）のみで、カリフォルニア州の原告がテキサス州の個人 Matthew Pavlovitch 氏に対して管轄権をもつとすることはできないと判断した。そもそも、本件は1999年にDVD業界によってDVDの暗号解読ソフトウェア・コードのインターネット上における配布を阻止するためにサンタクララ郡高等裁判所に訴訟を起こしたことから始まる。業界は、DVDをコピーする鍵をインターネットに投稿すれば、カリフォルニア州の映画会社やDVD関連企業に損害を与えることは、全員が認識していたと主張。しかし、被告は全米各地および海外におり、この訴訟においても、Pavlovitch 氏はカリフォルニア州へ来たことも、仕事をしようとしたこともない点を指摘し、インターネットにソフトウェア・コードを投稿しただけでは、カリフォルニアの企業に打撃を与えようとしたことにはならないとする彼の主張を認めた。

判事による賛否は4対3であり、微妙な判決であったことがうかがえる。多数派（賛成派）の判事の一人であるジャニース・ブラウン判事は、（被告に対して）「Pavlovitch 氏は裁きを受けなければならないかもしれないが、カリフォルニア州でない。」とした。一方、反対した判事の一人であるマービン・バクスター判事は、「Pavlovitch 氏によって影響を受ける業界の大部分はカリフォルニア州に存在している。」として業界を用語した。個人の行為とカリフォルニア州の関連であるミニマムコンタクトの立証をメーカー側ができなかったために、問題の本質を議論することなく、事実審理（trial）なしで訴訟前手続きにおいて終結してしまったのである。訴訟としては、申立人（petitioner）は Pavlovitch 氏で、被申立人（responsible）がサンタクララ郡控訴裁判所（Superior Court of Santa Clara County）であるが、利害関係人（Real Party in Interest）はDVDコピー規制協会（DVD Copy Control Association, Inc.）であった。

本判決は、インターネットの広大さによって同州の法廷で他州の被告を訴えることを可能とするわけがないということを示したが、DVD 業界にとっては米国各州において訴訟を提起しなければならないという負担を与えたことになり、その影響は大きいといえる。また、国外に目をむければこういった商品を製造する外国法人に対する追求が弱くなるのではと業界は危惧している。

(3) 米国における管轄権をめぐるその他の判例

(i) 肯定事例

州籍が異なる場合においても他の州から管轄権が肯定される事例は、ウェブがビジネスにおいて積極的に使用（passive use）される場合である。たとえば、ウェブサイトを通じて契約が締結されるようなケースであり、そのいくつかを紹介する。

Zippo Manufacturing Co. v. Zippo Dot Com, Inc.⁽¹¹⁾

ジッポという有名なライターメーカーであるペンシルベニア法人の原告が商標権侵害などでカリフォルニア州の被告を提訴した。被告がペンシルベニアに存在する顧客に対してもカリフォルニア州からウェブ上で課金していた理由でミニマムコンタクトを認めた。

CompuServe, Inc. v. Patterson⁽¹²⁾

シェアウェア配付業務を行うオハイオ州法人の CompuServe 社とテキサス州におけるシェアウェアを配付する Patterson 氏との間の紛争。Patterson 氏がサイバースペースを利用して CompuServe 社に接触し、オハイオのシステムに継続的に積極的に接触（active contact）したことからミニマムコンタクトの存在を肯定した。第一審ではウェブでの結びつきが弱いとし

て管轄を認めなかったが、控訴審では被告が3年間もアップロードをおこなったことなどから管轄権を認めた。

Maritz, Inc. v. Cybergold, Inc.⁽¹³⁾

Cybergoldの商標を有する原告は、ミズーリー州においてカリフォルニア州で cybergold.com を使ってメーリングサービスを行い、広告業者から対価をえていた被告を提訴。被告が例外なく送信していたこととミズーリー州でメーリングリストを申し込んだユーザの存在からミニマムコンタクトを認めた。

(ii) 否定事例

これに対して、管轄権が否定される事例は、単にウェブサイトを立ち上げただけのような受身的（passive）な場合である。他にも管轄権が否定される事件は、散見される。⁽¹⁴⁾

Bensusan Restaurant Corp v. King⁽¹⁵⁾

ニューヨーク州の有名ジャズクラブであるブルーノートを経営する原告がミズーリー州でブルーノートという小さな酒場を営む被告を被告がウェブに店舗案内を掲載したと同時に商標権侵害等で訴えた事件。もともとこのサイトでは地元の有名店紹介といっただけであって、オンラインによるチケット販売といったインターакティブ機能は有していなかった。さらに、ミズーリー州のブルーノートは対象となっていた顧客も全米というわけではなく、ニューヨークのブルーノートが商標登録する以前から営業していた。サイバースペースにおけるミニマムコンタクトを分析し、「伝統的なミニマムコンタクトの要件を補完して、ウェブを作つてだれもがアクセスできるだけでは管轄権を肯定するものでない」としてミニマムコンタクトを認めなかった。

III インターネットを使った送達

裁判が開始するためには送達（service of process）が有効になされなければならない。被告は、事実審理に入る前に送達無効を申し立て（Motion to quash the service of process）、訴訟を終結させることができる。米国連邦民訴規則（Federal Rules of Civil Procedure, FRCP）4 (f)条においては、送達放棄がなされない場合の対外送達は、(1)ハーグ条約といった国際的協定、(2)当該国の送達に関する取決め、(3)国際的協定で禁止しない方法を取り決めている。⁽¹⁶⁾最近、インターネットを使った送達が有効であるという判決がなされた。

Rio Properties v.Rio International Interlink⁽¹⁷⁾

海外の被告に対してeメールを使った送達を有効と判断した控訴裁判所における初めての事件（第九巡回裁判所）。本件は、RIOという商標を有して、www.playrio.comのウェブサイトで事業をおこなっていた原告が、住所を全く明らかにしていなかったコスタリカ法人で米国の通話料無料の回線とwww.riosport.comのウェブサイトを使ってスポーツのギャンブルを運営して米国内で販売される雑誌において宣伝をおこなっていたRio International Interlinkを訴えたものである。原告がいくつかの手段で送達しようとして、不成功に終わったことから（米国内に訴訟代理人等が存在していなかった等）、裁判所の許可を取得して行ったeメールを使った送達はFRCP 4 (f)(3)条で認められる範囲内であり、憲法上のDue Processに反してないとした。

IV インターネットにおける合意管轄合意の有効性

インターネットにおける利用条件においては、合意管轄が取り決められて

いる。サーチエンジンの Yahoo! では、合意管轄をカリフォルニアにしており、Yahoo! に掲載された名誉毀損記事に対して、他の州に居住する被告に対してカリフォルニア州において訴訟提起した事件では合意管轄の適用が否定された事件がおきている。また、ウェブサイトに契約条件を示しているだけではウェブサイトを利用する者との契約を成立させることは不十分であるとした判決がだされている。また、特に注目すべき事件は、ソフトウェアを購入した消費者との契約における紛争解決条項を国際商工会議所（International Chamber of Commerce, ICC）としていることが商業的に不合理で不適切であり、執行できないとしたことである。⁽¹⁸⁾ 電子商取引においては、紛争解決条件の表示方法のみならず紛争解決手段の選択についても配慮が必要である。

Nam Tai Electronics v Titzer⁽¹⁹⁾

Nam Tai 社は、Yahoo! の使用条件の “both parties agreed to submit to the personal jurisdiction of the courts of California.”⁽²⁰⁾ という合意管轄文言に基づいて、コロラド州住民で Yahoo! 登録利用者である Titzer 氏に対して Los Angeles における Superior Court に管轄権があると主張した。同氏は British Virgin Island 法人 Nam Tai 社の株式に関するものを含む中傷記事を246回掲載して、名誉毀損等を訴訟原因で訴えられた。第一審裁判所はこの申し立てを認めた。原告がカリフォルニア州に居住していたか、被告がカリフォルニア州に損害を与えたか、問題となったウェブサイトならびに bulletin board の性格、被告がアクセスする場所ならびに PC ターミナルがカリフォルニア州外にあったか否かが検討された。控訴裁判所は、第一審裁判所の結論を正当であり、カリフォルニア州の対人管轄権に服することはないという判断をした。また、Yahoo! 使用条件は登録顧客と Yahoo! 間のみに適用されるもので単なるユーザや第三者は拘束されるものではない

とした。本件では Yahoo! の本社もカリフォルニア州にあり、Nam Tai 社が Yahoo! についても提訴するためにカリフォルニアでの法的手続きを望んだのではとされた。

Thompson v. Handa-Lopez, Inc. ⁽²¹⁾

インターネットギャンブルサイトにおける紛争解決条項についての有効性が問題となった事件。テキサス州居住の Thompson は、Handa-Lopez からギャンブルの賞金が支払われないことを理由としてテキサス州において訴訟を提起した。Handa-Lopez は、サイトのクリック・ラップ契約条件に基づいてカリフォルニア州における仲裁への移送を申し立てた。しかし、テキサス州連邦地方裁判所は、テキサス州におけるインターネットにおける取引から対人管轄権に服すと判断した。さらに、仲裁条項がオンライン契約に深く埋め込まれていて、カリフォルニア州における仲裁が紛争解決手段であることが明確にわかるようになっていない (sufficient notice がない) ことも理由の一つであるとした。Handa-Lopez はテキサス州で裁判を継続せざるを得なく、最終的にテキサス州の Deceptive Trade Practices Act に基づいて懲罰的賠償を含んだ損害を賠償することになった。

Specht v. Netscape Communications Corp. ⁽²²⁾

クリックラップ契約 (Click-wrap agreement) は、「同意します (I agree)」というクリックをすることでソフトウェア契約などが成立するもので、その有効性は広く認められている。一方、本件では当該ウェブにアクセスすることだけで契約に従うという、ブラウズ・ラップ契約 (Browse-wrap agreement) の有効性が争われた。Netscape 社は、訴訟が提起されたことを受けて、License Agreement and Terms of Use に規定されている通り Virginia 州の仲裁に移送することを申し立てた。この規定はダウンロードのウ

エブページとしてリンクされ、⁽²³⁾ソフトウェアを使用することによっても契約に従うとしている。米国連邦第二巡回裁判所は、プラグインのダウンロードソフトウェアをダウンロードすることは、被告がライセンス条件に同意したことではなく、原告からのプライバシー侵害の請求は、ライセンス契約に含まれている仲裁条項の予期しているものではないとして連邦地方裁判所の判断を支持した。その理由として、以下の3つをあげている。まず、原告はライセンス条件についての合理的に認識できるものでなく、プラグインプログラムをダウンロードするウェブページの誘因に不明瞭な同意をしたわけではない。次に、原告の請求は、被告のインターネットブラウザーソフトウェアを使用することを取り決めるライセンス条件の中に取り決められている仲裁契約の主題ではない。最後に、仲裁契約を含む契約の直接的利益を受ける場合に仲裁契約に署名を要求しない法理論は、ユーザがウェブサイトからファイルをダウンロードすることで利益を与えたウェブサイトのオーナーには適用されないとした。ライセンス契約へのリンクはダウンロードの下部に記載されており、契約条件を確認することがダウンロードのための前提条件となっていないので契約を執行できないと判断したのである。

V 米国における立法動向

統一コンピュータ情報取引法（Uniform Computer Information Transactions Act, UCITA）によると、オンライン上でクリックにより締結された契約は書面性をみたしているとしている。一方、連邦仲裁法（Federal Arbitration Act）⁽²⁴⁾は、仲裁契約は書面による必要があるとしている。⁽²⁵⁾2000年に制定された連邦電子署名取引法（Federal Electronic Signatures in Global and National Commerce Act）において、ウェブサイトで締結された契約の証拠についての基準を有している。統一電子商取引法（Uniform Electronics Transactions Act）⁽²⁶⁾は28州で採用されており、もし電子的記録送

信者が受領者による保存あるいは印刷を不可能にしている場合にその記録は受領者に対して使用することができないという新しい基準を設けている。

VII おわりに

以上、最近のインターネットをめぐる様々な問題を検討してきた。これらの紛争を通じて、各国の法制度ならびに法理論が錯綜している状況が伺える。例をあげると、インターネットで日常的に行われているキャッシング（web caching）⁽²⁷⁾である。これを複製権の侵害ということで著作権侵害と考える説もある。確かにこの議論は正しいかもしれない。しかし、これを著作権侵害ととらえればインターネットの世界における技術上の進歩は望めないとして、「ネットワークへの法律適用は、技術への影響とインターネットの技術進歩からみて分析されないとならない」として、著作権法が入り込む領域でないとする法律家もいる。⁽²⁸⁾このように従来型の法的解釈の軌道修正が求められている。勿論、従来からの域外適用や国際的訴訟競合といった法理論を無視する必要もない。次に、日本の国際的訴訟競合の考え方と米国の考え方と比較してみる。米国とフランスとの間の Yahoo ! ナチス関連商品販売事件において代表されるように、米・仏ともに自国の経済、技術、文化、企業までを保護するという考えが色強く反映されている。

そこで、もともとインターネットとは何たるか、と言う議論が行われた1980年代にたちもどり、インターネット世界を「インタラクティブ マルチアクセス コンピュータ コミュニティー」としてとらえ直す時期にきていくと考える。つまり、インターネットをコミュニティーとしてとらえ、私的自治のルールについて、国をこえて国際的に確立すべき、ということである。もともと法は、コミュニティーの中から生まれ、最低限の紛争解決ルールを取り決めるところから発達したわけである。インターネットも同様に国をこえ、国境を無視する事態になった。インターネットのコミュニティーにおける

る規範を創造するには、国内法をこえた新しい国際的な枠組みをつくり出すことである。このために、構成員による同意および特別な管轄とルール策定といったプロセスを経る必要があり、インターネットの性質上、全世界の国とそれぞれのユーザという何十億の人々が合意するルールを作成することは、困難が伴うものである。

統一ルールの一つの考え方は条約である。動産売買に関するウィーン条約(United Nations Conventions of Contracts for the International Sale of Goods, 1980)のようにすでに60ヶ国が締結している条約では（米国、ロシア、中国などが加盟しているが日本は加盟していない）、基本的に当事者のいずれもが締結国内に存在する当事者であれば、特段の取決めがなかった場合にこの条約が適用となるわけである。一つの方向性としてインターネットをめぐる諸問題もこういった条約を策定することで解決できると考えられる。最近は、取引条件を入力するとソフトウェアがどこの法律で解釈して紛争解決するかを決定できるものが出現してきていると報道されているが、仲裁と同じく事前の両者の合意が必要で不特定多数の取引で適用がされるのか疑問である。米国法曹協会(American Bar Association, ABA)は、2000年7月17日にインターネットに国境を引くべきであるサイバー国境(Cyber-boarders)確立と統一ルールを策定の必要性をといた調査・勧告書を発表している。日本では社団法人電子情報技術産業協会(Japan Electronics and Information Technology Industries Association, JEITA)の法務・知的財産権総合委員会によってハーグ条約に関して産業界の意見をまとめているが、インターネット関連事件については、未だ実体の把握や議論が熟していないとして条約の対象外にすべきでないという点については特に反対していない。日本においても早急に法的なフレームワークと議論の整理が求められている。その際には、インターネットの特色である匿名性から、相手方がはっきりと解らない場合といった問題（つまり本社所在地や存在の場所ま

でわからない)、取引類型としては、情報提供か、販売か、eメールか、アンケートやクイズといったインターактивなやりとりかどうかの観点での分析が必要である。情報社会という物が動かない世界での紛争であり、従来型の理論では解決できない部分があるがこれは必要に応じて修正すればよいのである。

* 米国ニューヨーク州弁護士、國立館大学21世紀アジア学部非常勤講師、二松学舎大学大学院国際政治経済学研究課非常勤講師、アップルコンピュータ（株）法務本部長（Director）、本稿は筆者の所属団体の意見を表明するものではありません。

- (1) *Reno v. American Civil Liberties Union* (1997) 521 U.S. 844, 849-850.
- (2) 宮越起工事件、東京地判平1.15.30.
- (3) 吉川達夫「米国子会社の親会社に対する対人管轄と実務」国際商事法務 Vol 27, No.6 (1999) を参照されたい。
- (4) *Worldwide Volkswagen Corp. v. Woodson*, 444 U.S. 286 (1980).
- (5) *Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California*, 480 U.S. 102 (1987).
- (6) 1999 U.S. Dist. LEXIS 8253 (May 26, 1999).
- (7) ある州の最小限度の接触を有する州外の人または法人に対する対人管轄権を認める米国の立法の通称。
- (8) <http://www.nytimes.com/library/tech/99/06/cyber/cyberlaw/11law.html>,
- (9) S.D.N.Y., No.02 Civ.3979, 10/11/02.
- (10) 29 Cal.4th 262 (2002).
- (11) 952 F. Supp. 1119 (W.D. Pa. 1997).
- (12) 89 F.3d 1257 (6 th Cir. 1996).
- (13) 947 F.Supp. 1328 (E.D. Mo. 1996).
- (14) *McDonough v. Fallon McElligott*, 40 U.S.P.Q.2d (BNA) 1826 (S.D.Cal. 1996). など。
- (15) 126 F.3d 25 (2 d Cir. 1997).
- (16) 吉川達夫「米国からの直接郵便送達と実務」国際商事法務 Vol26, No.6

- (1998) を参照されたい。
- (17) CV-99-01653-PMP, March 20, 2002.
- (18) *Brower v. Gateway 2000, Inc.*, 676 N.Y.S.2d569 (New York Supreme Ct, App. Div.1998).
- (19) 113 Cal. Rptr. 2 d 769 (Nov. 26, 2001).
- (20) 現在 (2004年6月11日)、Yahoo の web 使用条件では (<http://docs.yahoo.com/info/terms/>)、“You and Yahoo! agree to submit to the personal and exclusive jurisdiction of the courts located within the county of Santa Clara, California.”と変更されている。
- (21) 998 F. Supp. 738 (W.D. Tex. 1998).
- (22) 150 F. Supp. 2 d 585 (S.D.N.Y., July 5, 2001).
- (23) <http://channels.netscape.com/ns/browsers/download.jsp/> においてソフトウェアをダウンロードできる (2004年6月11日)。
- (24) www.ucitaonline.com
- (25) § 9 U.S.C.1.
- (26) § 9 U.S.C.2.
- (27) 「ユーザからのアクセス要求に対して、アクセスの頻度が高い web などのデータを、インターネットを経由せずに提供するための一時的保存行為（キャッシングするという）。アクセスが減少する効果がある。著作権ライセンス契約において、複製物作成についての例外事項とされる。以下略」吉川達夫「IT 技術・法務ハンドブック2001年」
- (28) *A Separate Jurisdiction For Cyberspace?*, Juliet M. Obrdding, Terje Norderhaug, <http://www.ascusc.org/jcmc/vol 2 /issu 1 /juris.html>, accessed Feb. 5, 2003